平成２５年（フ）第７６８号
東京都世田谷区赤堤５丁目５－６－101、開始決定時の住所東京都世田谷区松原１丁目２－24－226－１Ｂ
破産者　三幸舎クリーニングこと　穂積　信行
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９号
東京都世田谷区赤堤５丁目５－６－101、開始決定時の住所東京都世田谷区松原１丁目２－24－226－１Ｂ
破産者　穂積ノブ子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２号
釧路市春日町３番６号　丸平総合ビル４Ｆ
破産者　株式会社ＤＡＩＫＥＮ
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
宮城県石巻市渡波字黄金浜178番地
破産者　大地建設株式会社
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第６９２号
埼玉県川越市大字笠幡85番地135
破産者　かまや電機株式会社
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１号
埼玉県入間市豊岡５丁目３番20号ＭＯＲＩハイツ302
破産者　株式会社プリム
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４号
埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目18番30号三沢コーポ106
破産者　株式会社小浜建設
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０６号
千葉県成田市西三里塚１番地1483
破産者　梁川幸男こと　梁　　幸男
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１４号
千葉県富里市七栄649番地586
破産者　須賀澤三郎
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２９号
千葉県白井市南山１丁目９番10棟205号
破産者　杉山　美樹（旧姓矢野）
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１７１９号
東京都北区赤羽西１－５－１－1105、住民票上の住所東京都港区新橋６丁目18－３　中村ビル３Ｆ
破産者　武本俊こと　崔　　俊
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１５号
東京都青梅市和田町２丁目162番地の11
破産者　有限会社井上土建
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１６号
東京都青梅市和田町２丁目162番地の11
破産者　井上　元茂
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２１８号
東京都八王子市宮下町780番地
破産者　ヨシダン建設有限会社
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２０号
神奈川県平塚市入野67番地
破産者　有限会社トラストモータース
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６６７号
愛知県東海市荒尾町金山278番地
破産者　株式会社光部工務店
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１６号
岡山市北区南中央町10－10　近藤セントラルビル501号、住民票上の住所岡山市北区富田173番地１　エクセルメゾン岡山501号
破産者　森元　伸二
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
高知県高岡郡四万十町香月が丘1430番地105
破産者　有限会社山田ニット
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿屋市下祓川町2022番地80、前住所埼玉県さいたま市南区大字太田窪1994番地Ｋハイツ203
破産者　上之原祐作
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
北海道旭川市豊岡７条５丁目３番15号
破産者　有限会社京きものあづま
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０１号
開始決定時の住所北海道旭川市永山９条４丁目７番12号　ビレッジＮ94Ｂ号室、住民票上の住所北海道旭川市豊岡７条５丁目３番15号
破産者　被相続人亡我妻養一相続財産（開始決定時の表示我妻養一）
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部